

## あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）【概要】

## 1 改正の趣旨

令和8年3月末に公布される地方税法施行令の改正による課税限度額及び軽減判定所得額の引き上げについて、徴収の特例（仮算定）の廃止に伴い、賦課期日である令和8年4月1日までに本市の条例に規定する必要があるため、関係規定を改正するものです。

## 2 改正の内容

## ○第2条（課税額）

国民健康保険税のうち、医療分及び子ども支援分の課税限度額を引き上げるものです。

区 分		課税限度額		引き上げ額
		現 行	改 定 後	
国民健康 保険税	医療分	66万円	<b>67万円</b>	1万円
	後期支援分	26万円	26万円	改定なし
	介護分	17万円	17万円	改定なし
	<b>子ども支援分 【新設】</b>	—	<b>3万円</b>	3万円
合 計		109万円	<b>113万円</b>	4万円

## ○第23条（国民健康保険税の減額）

5割軽減、2割軽減の対象者を拡大するため、軽減判定所得額を引き上げるものです。

軽減区分	軽減判定所得額	
7割軽減	改定なし	
5割軽減	現 行	$43\text{万円（基礎控除額）} + 30.5\text{万円} \times \text{被保険者等の数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
	改定後	$43\text{万円（基礎控除額）} + \mathbf{31\text{万円}} \times \text{被保険者等の数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
2割軽減	現 行	$43\text{万円（基礎控除額）} + 56\text{万円} \times \text{被保険者等の数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
	改定後	$43\text{万円（基礎控除額）} + \mathbf{57\text{万円}} \times \text{被保険者等の数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

### **3 施行期日等**

令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の国民健康保険税から適用します。